【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月2日
【会社名】	三菱電機株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Electric Corporation
【代表者の役職氏名】	執行役社長 山西 健一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
【電話番号】	03(3218)2272
【事務連絡者氏名】	経理部会計課長 池田 誉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
【電話番号】	03(3218)2272
【事務連絡者氏名】	経理部会計課長 池田 誉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

１【提出理由】

下記のとおり、第141期連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財政状態及び経営成績に著しい影響を与えると見込まれる事象が発生したので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき提出する。

２【報告内容】

（１）当該事象の発生年月日

平成24年2月2日 執行役会議

（２）当該事象の内容及び損益に与える影響額

平成23年12月に改正法人税法及び復興財源確保法が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度に適用される法人税率が引下げられることから、第141期連結会計年度の第３四半期連結累計期間において、平成24年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び負債の算定に適用する実効税率を見直し、この評価替えに係る税金費用320億円を、連結損益計算書の法人税等に計上する。

（注）改正法人税法は「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）」、復興財源確保法は「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）」が正式名称である。

以 上